

平成24年第1回定例会

苫小牧港管理組合議会会議録

平成24年2月17日開催

苫小牧港管理組合議会

平成24年 第1回定例会

苫小牧港管理組合議会

平成24年2月17日（金曜日） 午後1時44分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第1号について

報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

日程第5 一般質問

日程第6 議案第1号から第7号について

議案第1号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について

議案第3号 苫小牧港管理組合緑地等管理条例の設定について

議案第4号 平成23年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について

議案第5号 平成23年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算（第1号）について

議案第6号 平成24年度苫小牧港管理組合一般会計予算について

議案第7号 平成24年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算について

○出席議員（9人）

1番	梅尾 要一君	7番	後藤 節男君
3番	沖田 清志君	8番	谷本 誠治君
4番	金澤 俊君	9番	松井 雅宏君
5番	神戸 典臣君	10番	田村 龍治君
6番	北岸 由利子君		

○説明員出席者

管 理 者 岩 倉 博 文 君
専 任 副 管 理 者 佐 々 木 秀 郎 君
副 管 理 者 中 野 裕 隆 君
総 務 部 長 玉 川 豊 一 君
施 設 部 長 小 林 亘 君
総 合 政 策 室 長 平 田 利 明 君
総 務 課 長 高 橋 務 君
業 務 課 長 野 村 澄 雄 君
計 画 課 長 下 館 隆 一 君
施 設 課 長 中 川 尚 志 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 工 藤 保 行 君
総 務 課 長 補 佐 相 原 雅 人 君
業 務 課 長 補 佐 浅 井 孝 人 君

監 査 委 員 渡 邊 敏 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長 小 玉 一 敏 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 高 橋 務 君
庶 務 係 長 相 原 雅 人 君
議 事 係 長 猿 田 秀 一 君
書 記 石 田 英 人 君
書 記 齊 藤 恭 人 君

○開会

○議長(田村龍治君) これより、本日をもって招集されました平成24年第1回定例会を開会いたします。

○開議

○議長(田村龍治君) それでは、本日の会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

○議長(田村龍治君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により議長において、後藤節男君及び谷本誠治君を指名いたします。

○会期の決定

○議長(田村龍治君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長(田村龍治君) 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員より、平成23年度9月から12月までの「現金出納検査の結果」の報告がありましたので、御了承願います。

既に配付しております議会資料に報告書の写しがございますので、ご覧をいただきたいと思います。

○管理者挨拶

○議長(田村龍治君) 次に、議案の審議に先立ちまして、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、岩倉博文君。

○管理者(岩倉博文君) 議員の皆様には、平成24年苫小牧港管理組合議会第1回定例会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、平成24年度の港づくりに臨む所信と、施策の概要について申し上げます。

早いもので東日本大震災から来月で1年がたとうとしております。しかしながら、震災の被害は甚大であり、福島原子力発電所の事故対応も含め、復興にはまだまだ永い年月が必要となっております。

本港は幸い大きな被害もなく今日を迎えておりますが、被災地とは多くの定期航路で結ばれていることから、復興にも協力を惜しまない所存でございます。

苫小牧港は約30ヶ国的主要な港と結ばれており、世界中の貨物が出入りしていることから、世界のさまざまな出来事によって、その影響がダイレクトに押し寄せてまいります。

昨年下半期だけでも「歴史的円高」「ヨーロッパの債務問題」「タイの洪水」など、本港の貨物の動きに直結する出来事が次々と起こっており、なかなか先の読みにくい時代となってきております。

また、公表されております今年の経済予想を幾つか見てみると、日本経済全体では横ばい、またはマイナス成長、北海道に関しては、そのほとんどがマイナスの成長を予想しているようございます。

しかしながら、そのような時代だからこそ、本港に課せられた役割を果たすために、引き続き最大限の努力をしていく所存でございます。

次に、平成23年の苫小牧港の利用実績について御報告をいたします。

取扱貨物量は、先ほどもございましたが、速報値ながら9,610万トンで、昨年実績より144万トン、率にして1.5%の増加となる見通しとなりました。

また、外貿コンテナの取扱個数は、約21万4,000TEUで、昨年より1万3,000TEUの増加となり、2年連続して20万TEUを超えるとともに、過去最高となりました。これは、震災直後のコンテナ貨物の増大がその要因でございます。

次に、新年度の予算について申し上げます。

平成24年度予算につきましては、利用者からの要望はもとより、本港の現状や課題分析をしながら、限られた財源を最大限有効に活用できるよう編成をいたしました。

平成24年度の当初予算は、一般会計51億1,570万5,000円、特別会計36億1,189万3,000円、合計87億2,759万8,000円と提案させていただきます。

これに伴う各会計予算と関連議案につきましては、後ほど担当より説明がございます。

次に、平成24年度において取り組む主な施策について、順次説明をさせていただきます。

初めに、「国際コンテナターミナル機能の強化」について申し上げます。

東港区国際コンテナターミナルにおきましては、今年度は3基目のガントリークレーンを設置するとともに、背後のヤードや幹線道路整備も並行して行い、3隻同時荷役ができるよう準備を進めてまいります。

このことにより、現在西港区東ふ頭を利用しております内航フィーダーコンテナ機能の国際コンテナターミナルへの移転が可能となりますことから、今年度内の移転を目指し、コンテナ取り扱い

のさらなる効率化を図ってまいります。

次に、「RORO船ターミナル機能の強化」について申し上げます。

平成22年度の港湾統計では、苫小牧港の内貿貨物取扱量は約7,900万トンで、10年連続の日本一となりましたが、そのうち約9割がフェリーとRORO船を利用しての貨物となっております。

東日本大震災の時も、被災地支援に大活躍したのは、これらフェリー、RORO船を使っての輸送でございましたが、その一大基地が本港の西港区でございます。

その中で、RORO船のターミナルとなっております西ふ頭の改良整備に、昨年から新規事業として着手をいたしました。

今年度は、この耐震強化岸壁の整備を本港の最重点事業として進め、できるだけ早い完成を目指してまいります。

次に、「安心・安全な港づくり」について申し上げます。

未曾有の災害となりました東日本大震災から、安全に関わる考え方方が大きく変わろうとしておりますが、港湾におきましても例外ではありません。

地震や津波への対策について、国の中防災会議や交通政策審議会港湾分科会などで取りまとめを注視し、本港に即した防災対策を検討してまいります。

また、地元の港湾関係企業や関係機関と連携し、防災対応についての情報交換を行っておりますが、昨年、本港や室蘭港など道央5港により基本合意いたしました「道央圏港湾の広域連携のための協議会」のもと、災害時における継続的な物流機能確保を目指して、引き続き協議を進めてまいります。

先に延べました西港区西ふ頭の岸壁改良工事におきまして、現在、3つの岸壁のうち、北側の1岸壁だけが耐震強化岸壁として位置づけられております。

しかしながら、北海道の被災を想定した時、万が一にも本港が大きなダメージを受けると、北海道民の生活や産業の下支えができなくなることから、他の2つの岸壁につきましても、耐震強化岸壁として整備ができるよう、国に対して引き続き制度の見直しを要望してまいります。

次に、「親しまれる港づくり」について申し上げます。

「キラキラ公園」の愛称で親しまれています「北ふ頭緑地」は、苫小牧港と市民の触れ合いの場として定着をしてまいりました。これまででも整備が進むたびに、順次供用してまいりました結果、港まつりのイベントや各種団体に広く利用されるようになりました。

また、近年増えてまいりましたクルーズ客船の寄港の際は、安全できれいな埠頭として、船会社やお客様にも大変喜ばれております。

今年度は、最後の工事となります岸壁背後の緑地を整備し、年内の全面供用を目指してまいります。

更に、昨年夏には民間団体や苫小牧市、関係機関などと連携し、「苫小牧クルーズ振興協議会」

を設立いたしました。これまでにも協議会として客船の歓迎や、客船に乗り込んでの地元PRなどを実施してまいりました。

今年度は加えて、苫小牧独自のおもてなしを企画するため、サポートークラブの創設なども考え、協議会のみならず、「まちぐるみでのおもてなし」を目指して活動を続けてまいります。

最後に、「ポートセールスの推進」について申し上げます。

ポートセールス活動は、当管理組合が事務局を務めます「苫小牧港利用促進協議会」の活動を中心に行っておりますが、昨年12月15日には、海外での初のセミナーとなります「苫小牧港セミナー in 上海」を開催いたしました。

これまでお会いすることのできなかった上海在住の荷主や港湾関係者、また港湾管理者にもお会いし、直接お話を伺えたことは大変大きな成果でございました。

ご参加いただきましたお客様や、苫小牧から同行いただいた港湾関係者の皆様からも、高い評価をいただくことができました。

今年度の活動につきましては、引き続き成長著しい中国を含む東アジアを視野に入れたポートセールス活動を検討するとともに、国内の船社などへのポートセールスを引き続き実施してまいります。

以上、平成24年度の港づくりに臨む私の所信と主な施策の概要を御説明させていただきました。

日本経済のみならず、世界経済全体が先行き不安の様相ではございますが、「北海道経済と道民生活を支える港」という使命のもと、地道に、そして大胆に「勇往邁進」=困難なことにも果敢に取り組む所存でございます。

最後に、今後とも議員の皆様方、港湾関係者の皆様方の御理解と御協力を重ねてお願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○報告第1号 専決処分の承認を求めるについて(苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

○議長(田村龍治君) 次に、日程第4、報告第1号「専決処分の承認を求めるについて」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、玉川豊一君。

○総務部長(玉川豊一君) 報告第1号専決処分の承認を求めるについて、御説明いたします。議案資料の33ページをご覧願います。

この報告は、苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、諸般の事情により、平成23年12月1日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分したものでございます。

改正の内容は、昨年の人事院による給与勧告に鑑み、苫小牧市と同様に、一般職の職員の給料の引き下げを行うため、関係規定を整備したものでございます。

資料33ページの（1）にありますとおり、給料表全体では0.23%の引き下げが行われ、職員全体では0.34%の引き下げとなっております。

次に、この引き下げを年間給与に反映させるため、このページの（2）の算定方法により、昨年4月から11月までの期間に係る給料及び6月に支給した期末勤勉手当に係る引き下げ相当額を、昨年12月に支給した期末手当から減額する措置を講じております。

以上が、この報告の内容でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(田村龍治君) ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御質問がなければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

○進行の確認

○議長(田村龍治君) ここで議事進行の確認がございます。

次に、日程第5「一般質問」の通告が、金澤 俊君、後藤節男君及び谷本誠治君からございます。この件に関しましては、議案第4号から議案第7号に関連する質問もありますので、議案説明後に行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認め、そのように取り計らいをいたします。

○議案第1号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(田村龍治君) 日程第6、議案第1号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 日程第6、議案第1号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

このたびの改正は、障害者自立支援法の改正により、同法の条項に移動があったため、当該規定を引用している関係規定を整備するとともに、必要な規定整備を行うものでございます。

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(田村龍治君) これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、反対、賛成の討論通告はありません。

反対、賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議案第2号 苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について

○議長(田村龍治君) 議案第2号「苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 議案第2号「苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部改正について」御説明いたします。

議会資料55ページをご覧いただきます。

1点目の改正は、小型船だまり物揚場等使用料を新設するものです。

現行の漁港区等物揚場使用料の額は昭和56年に設定したものですが、昨年、第3船だまりの整備が完了したこと等を受け、当該使用料を廃止し、小型船だまり物揚場等使用料を設けることとしております。

この小型船だまり物揚場等使用料は、物揚場等を主に漁船が使用する漁港区と作業船、ポートサービス船等が使用するその他の船だまりとに区分し、それぞれ使用料の額を定めております。

当該使用料の額は、北海道が管理する漁港の利用料の額に準ずる額としておりますが、タグボート等の大型の船舶がその他の船だまりの物揚場等を使用する場合の使用料については、他の港湾の状況も考慮し、現行の額からの引き上げ幅を抑えたものとしております。

これら使用料の額につきましては、平成24年度から26年度にかけて段階的に引き上げること

としております。

資料には、平均的な船型の船舶に係る使用料の計算例をお示ししておりますので、ご覧願います。

次に、2点目は、上屋使用料の算定方法を変更するものです。

一般使用に係る上屋使用料につきましては、現行、貨物の重量に1トン幾らという料率を乗じて算定しておりますが、これを使用面積に1平方メートル幾らという料率を乗ずる方法に改めることとしております。

重量を基にした算定方式では、使用面積が利用者によってまちまちになるため、上屋の効率的な利用が図られにくいというような事情があり、全国的にも使用面積を基にした算定方法を選択しているところであり、この際、その算定方法を改めることとしたものでございます。

3点目は、使用料の納期に関する改正で、上屋等の専用使用料について、毎月20日までにその月分を徴収することとするものです。

1年間、上屋等を専用使用するようなケースでは、使用の開始時に使用料の全額を納付していただくこととなるため、利用者の皆様からは、使用料を分割して納付したいとの御要望があり、このため、このようなケースでは、毎月又は四半期ごとに利用者から使用許可申請をしていただき、その都度定める納期までに納付していただくこととしておりました。

今回の改正により、1回の許可申請で、あとは納付書に基づいて毎月使用料を納付するだけとなりますので、利用者の皆様にとっても事務処理の省力化が図られるものと考えております。

最後に、今回の条例改正に際しましては、苫小牧漁業協同組合、苫小牧タグセンターなどの利用者の皆様とも十分協議を行った上で、御提案させていただくものでございます。

以上、議案第2号苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部改正について御説明させていただきました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(田村龍治君) これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

谷本誠治君。

○議員(谷本誠治君) それでは、2号議案のことについて質問させていただきたいと思うんですが、今の御説明でもなかなかわかりにくい感じがいたします。特に漁港区、他の船だまりとの物揚場に区分しながら、使用期間、トン数によって新たに料金設定をし、他都市との整合性を図る、そういう改善提案だと思うんですが、30年間ほど、この料金改定も行ってこなかったことや、その上げ幅も、表を見た限りでは非常に極端に違うというふうに印象を受けるんですが、十分皆さんと協議をするというふうな御説明も今ありましたけれども、これによって利用者に不利益を生じることはないのかどうなのか。それとあわせて、港湾施設利用の低下を招くということがないのか、非常に気にかかるところなんですが、この辺はどのように考えていらっしゃるのか、再度御説明をお願いしたいというふうに思います。

また、あわせてこっちの小型船船だまりの3区分に分けたところの年間の使用料の増収というのは、どの程度見込んでいるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

総務部長、玉川豊一君。

○総務部長(玉川豊一君) 港湾施設管理条例の一部改正についてのお尋ねですが、現行の漁港区の使用料につきましては、苫小牧港建設当時における漁業振興策の観点から料金を低く設定したことや、漁港区の狭隘により多層係留が必要となり、また、外来船の受け入れも困難な状況になつたことなどから、約30年間据え置きをしてまいりました。

しかし、このたび第3船だまりが完成し、漁港区が拡張されることによって、多層係留の軽減、及びより多くの外来船の受け入れが可能となったことから、料金の見直しを図ることとし、使用料の額を北海道の漁港の利用料に準じて設定したものでございます。

この使用料の改正につきましては、先ほどもお話がありましたが、苫小牧漁業協同組合やポートサービス船の運営者など、利用者の皆様とも協議をし、御理解をいただいておりますので、現状と同様の利用が図られるものと考えております。

また、年間使用料は、平成23年度と同様の利用状況を想定した場合、約100万円の増収が見込まれております。

以上でございます。

○議長(田村龍治君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、反対、賛成の討論通告はありません。

反対、賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○議案第3号 苫小牧港管理組合緑地等管理条例の設定について

○議長(田村龍治君) 議案第3号「苫小牧港管理組合緑地等管理条例の設定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 議案第3号「苦小牧港管理組合緑地等管理条例の設定について」御説明いたします。

この条例は、港湾施設である緑地等の管理に関する必要な事項を規定し、管理の適正化を図るため設定するものでございます。

それでは、この条例の概要について御説明いたします。

第2条において、この条例の対象となる「緑地等」とは、本組合が港湾法の規定に基づき公示した緑地又は公園をいうものと定義しております。

第3条から第6条までに、緑地等の利用に関する事項を規定しております。

緑地等において物品の販売その他の行為をしようとする者や工作物等を設けて緑地等を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならないこととし、また、緑地等を損傷する行為等を禁止するなど、所要の規定を設けております。

次に、第7条では、管理者の許可を受けて物品の販売その他の行為をする者又は工作物等を設けて緑地等を占用する者から使用料を徴収することとし、使用料の額、徴収方法等について所要の規定を設けております。

第9条には、この条例に違反している者等に対してその許可を取り消すなど、監督処分に関する規定を設けております。

第11条から第13条までは、管理者の許可を受けずに物品の販売その他の行為をした者や禁止された行為をした者等に対し、過料を科す旨の規定を設けております。

この条例は、本年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第3号苦小牧港管理組合緑地等管理条例の設定について御説明させていただきました。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(田村龍治君) これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、反対、賛成の討論の通告はありません。

反対、賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

○議案第4号 平成23年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算(第1号)について

○議案第5号 平成23年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(田村龍治君) 議案第4号平成23年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算(第1号)について及び議案第5号平成23年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)については、関連する案件でありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長、玉川豊一君。

○総務部長(玉川豊一君) 議案第4号「平成23年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算(第1号)」及び議案第5号「平成23年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について」御説明いたします。

初めに、一般会計補正予算でございますが、この補正予算は、港湾建設費など歳出の減額に伴うものでございます。

お手元に配付しております一般会計補正予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをご覧ください。第1条でございます。

歳入歳出それぞれ3億6,561万1,000円を減額し、51億5,478万7,000円に補正するもので、当初予算に対し約7%の減となっております。

では、歳出予算について御説明いたします。

3ページの各款ごとの補正後の額をご覧ください。

第1款議会費は、875万7,000円、第2款総務費5億5,579万8,000円、第3款港湾管理費1億9,843万9,000円、第4款港湾建設費11億4,705万6,000円、第5款公債費23億2,470万7,000円、第6款諸支出金9億1,753万円となっております。

補正予算の主なものについて、事項別明細書によりまして御説明いたします。

12ページ及び13ページをご覧ください。

第4款港湾建設費におきましては、4億4,804万4,000円を減額しようとするものでございます。

これは、国直轄事業費負担金、改修補助事業費及び社会資本整備事業費に係る国の内示額が減となったことによるものでございます。

第6款諸支出金におきましては、9,296万3,000円を増額しようとするものでございます。これは、特別会計への繰出金でございます。

次に、歳入予算でございますが、2ページの各款ごとの補正後の額をご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、31億4,314万1,000円、第2款使用料及び手数料8億7,515万8,000円、第3款国庫支出金2億3,141万7,000円、第4款道支出金574万8,000円、第5款財産収入1,577万7,000円、第6款繰越金3,956万円、第8款組合債8億4,140万円となっております。

補正予算の主なものについて、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料におきましては、4,175万円を増額しようとするものでございます。これは、主に岸壁等使用料、港湾施設用地等使用料の増によるものです。

第3款国庫支出金につきましては、国の内示及び事業費の確定により1億6,251万3,000円を減額するものでございます。

10ページをご覧ください。

第5款財産収入におきましては、1,532万5,000円増額しようとするもので、西港区西ふ頭上屋の取り壊しに伴う廃材の売却によるものでございます。

第8款組合債につきましては、国の直轄事業費負担金が主なものであり、2億6,330万円を減額しようとするものでございます。

これは、歳出の第4款港湾建設費でも説明いたしました事業費の減に伴い減額するものでございます。

このほか、繰越明許費でございます。4ページをご覧ください。

これは、国の東日本大震災対応としての5%の執行保留分としての事業で、西港区北心頭緑地整備工事を予定しておりますが、工期が平成24年度に及ぶため、2,473万8,000円について繰り越しをするものでございます。

以上、議案第4号につきまして御説明をいたしました。

引き続きまして、港湾整備事業特別会計補正予算でございますが、こちらの補正予算も港湾建設費など歳出の減額に伴うものでございます。

お手元に配付しております港湾整備事業特別会計補正予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをご覧ください。第1条でございます。

歳入及び歳出それぞれ1億7,271万2,000円を減額し、36億7,269万1,000円に補正するもので、当初予算に対し、約5%の減となっております。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

3ページの各款ごとの補正後の額をご覧ください。

第1款総務費6,014万7,000円、第2款港湾管理費2億9,006万9,000円、第3款港湾建設費16億3,287万6,000円、第4款公債費16億8,859万9,000円となっております。

補正予算の主なものについて、事項別明細書によりまして御説明いたします。

11ページをご覧ください。

第3款港湾建設費におきましては、1億4,736万1,000円を減額しようとするものでございます。

これは、西港区では漁港区用地造成工事の事業の減、東港区での用地造成工事に係る北電が実施する工事負担金の変更に伴う減額でございます。

次に、歳入予算でございますが、2ページの各款ごとの補正後の額をご覧ください。

第1款使用料及び手数料9億5,808万6,000円、第2款繰入金9億1,753万円、第4款組合債17億9,350万円となっております。

補正予算の主なものについて、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料におきましては、6,282万5,000円を増額しようとするものでございます。

これは、主に西港区における上屋使用料や荷さばき地使用料が増加したことによるものでございます。

9ページをご覧ください。

第4款組合債におきましては、3億2,850万円減額しようとするものです。

これは、漁港区用地造成事業、その他資本費平準化債の減によるものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議案第6号 平成24年度苫小牧港管理組合一般会計予算について

○議案第7号 平成24年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算について

○議長(田村龍治君) 続いて、議案第6号「平成24年度苫小牧港管理組合一般会計予算について」及び議案第7号「平成24年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算について」も関連する案件でありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) それでは、議案第6号「平成24年度苫小牧港管理組合一般会計予算」及び議案第7号「平成24年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算」につきまして、その大要を御説明申し上げます。

予算の編成にあたりましては、両母体の厳しい財政状況を勘案しつつ、実施事業については、選択と集中の視点から十分検討を加えるとともに、経費についても徹底した縮減と見直しを行うなど、限られた財源の重点的かつ効率的な活用を目指してきたところです。

初めに、一般会計予算につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております一般会計予算書をご覧ください。

最初に1ページをご覧ください。第1条でございます。

歳入及び歳出の総額は51億1,570万5,000円で、前年度当初予算額に比べ、4億469万3,000円、率にいたしまして約7%の減となっております。

まず、歳出予算について御説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

各款ごとの予算額ですが、第1款の議会費は862万円、第2款総務費4億7,618万7,000円、第3款港湾管理費2億465万円、第4款港湾建設費12億7,970万円、第5款公債費22億6,041万2,000円、第6款諸支出金8億8,363万6,000円、第7款予備費250万円となっています。

主なものにつきましては、事項別明細書により御説明いたします。

18ページをご覧ください。

第2款総務費につきましては、主な内容は、職員給与などの人件費、消耗品や庁舎等の維持管理などの一般管理事務に要する費用であり、前年度当初予算額に比べ8,322万円、約15%の減となっております。

減額の主な要因といつしましては、独自職員の2名分の退職金が減となったことなどによるものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

第4款港湾建設費につきましては、主な内容は、国直轄事業、改修補助事業、社会资本整備事業に要する費用でございます。

まず、西港区では、前年度に引き続き西心頭耐震強化岸壁の整備、勇払埠頭岸壁及び東防波堤の改良、北心頭緑地の整備のほか、新たに第1船だまり物揚場の改良などに必要な経費でございます。

また、東港区では、引き続き国際コンテナターミナルの整備に係る必要な経費となってございます。

前年度当初予算に比べ、3億1,540万円、約20%の減額となっておりますのは、西港区での第3船だまりの整備が終了したことなどによるものでございます。

また、東港区では、中央心頭マイナス12メーター耐震強化岸壁の整備がおおむね終了したことなどにより、減となっております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

2ページから4ページまでをご覧ください。

各款ごとの予算額でございますが、第1款の分担金及び負担金は30億8,770万円、第2款使用料及び手数料8億2,769万円、第3款国庫支出金2億7,737万3,000円、第4款道支出金41万5,000円、第5款財産収入45万5,000円、第6款繰越金2万円、第7款諸収入305万2,000円、第8款組合債9億1,900万円となっています。

主なものといたしましては、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをご覧ください。

第3款国庫支出金につきましては、主な内容は、社会資本整備総合交付金、港湾改修事業費補助金などでございます。前年度より1億1,655万7,000円、約30%の減となっております。

これは、先ほど港湾建設費で御説明いたしましたが、漁港区第3船だまりの交付金事業が終了したことなどによるものでございます。

第4款道支出金は、548万9,000円、約93%の減となっております。これは、緊急雇用創出推進事業の終了に伴う補助金の減でございます。

次に、16ページをご覧ください。

第8款組合債につきましては、国直轄事業、改修補助事業、社会資本整備総合事業の事業実施に要する管理者負担分に係る起債でございます。

これにつきましても、港湾建設事業の減に伴い前年度より1億8,570万円、約17%の減となっております。

以上、議案第6号につきまして御説明いたしました。

引き続きまして、港湾整備事業特別会計予算でございますが、お手元に配付しております特別会計予算書をご覧いただきたいと思います。

最初に、1ページをご覧ください。第1条でございます。

歳入及び歳出予算の総額は、36億1,189万3,000円で、前年度当初予算に比べ2億3,350万円、率にして約6%の減となっております。

まず、歳出予算を御説明いたします。

4ページ、5ページをご覧ください。

各款ごとの予算額でございますが、第1款の総務費は5,865万8,000円、第2款港湾建設費3億3,980万7,000円、第3款港湾建設費15億2,039万7,000円、第4款公債費16億9,203万1,000円、第5款予備費100万円となっています。

主な増減理由につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

15ページ、16ページをご覧ください。

第2款港湾管理費につきましては、主な内容は、上屋、荷さばき地などの施設運営に係る光熱水費や荷役機械等の維持管理費に要する費用でございます。

前年度より3,973万8,000円、約13%の増となっております。

これは、今年7月末に完成予定のガントリークレーン3号機や、リーファーコンセントの供用開始に伴い必要となる電気基本料金の変更など、新たな費用を計上したことによるものでございます。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。

第3款港湾建設費につきましては、東港区中央ふ頭用地造成、周文ふ頭用地造成及び荷役機械製作設置の起債事業に要する費用でございます。

港湾建設費全体としましては、2億5,984万円、約15%の減となっておりますが、これは、主に平成23年2月に発注した荷役機械の製作設置について最終年度となることからでございます。続きまして、歳入予算について御説明いたします。

2ページをご覧ください。

各款ごとの予算額でございますが、第1款使用料及び手数料9億1,909万7,000円、第2款繰入金8億8,363万6,000円、第3款諸収入416万円、第4款組合債18億500万円となっています。

主な増減理由につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページ、10ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料につきましては、上屋手数料、荷さばき地使用料、荷役機械使用料などの港湾施設使用料であり、今年度の実績等を勘案し、西港、東港合わせて前年度より2,383万6,000円、約3%の増を見込んだところでございます。

12ページをご覧ください。

第4款組合債は、前年度より3億1,700万円、約15%の減となっております。

これは、主に荷役機械建設事業債の減によるものでございます。

以上、議案第7号につきまして御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○一般質問及び質疑

○議長(田村龍治君) これより「一般質問及び質疑」に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。

金澤 俊君。

○議員(金澤 俊君) それでは、私からは、通告していますのは1項目です。庁舎についてということで、今後の庁舎のあり方につきまして何点かお伺いをしていきたいというふうに思います。

前回の議会の質疑の中で、この管理組合庁舎の耐震性についての議論がございました。管理組合庁舎には、港湾の管理運営はもちろんございますけれども、災害時の指令センターですとか、もしくは避難ビル、こういった多様な機能を有することが求められると私は考えておりまして、そういう意味でも十分な耐震性が当然求められているものと思います。

そこでお聞きしますが、まず前回の議会の時点では、庁舎の耐震診断の結果がこれは出ておりませんでした。それで、この診断結果が最終的にどうだったのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

また、その診断結果を受けて、庁舎の耐震化、もしくは庁舎の建て替えの必要性、これをどの程度感じておられるのかについてもお答えをいただきたいと思います。

加えて、前回の議会では梅尾議員から、避難ビル機能などを考えたときには、場合によっては耐

震診断の結果にかかわらず、どこかへ庁舎を移転するということも考えてはどうかという提言もございました。これに対し、佐々木副管からは、改修または建て替え、これは必要だという答弁がなされております。

更にその後、一部庁舎の老朽化ですとか、耐震化についての地元紙での報道があつたりしたものですから、港湾関係者の方々、または港湾周辺でさまざまな企業活動を営んでいる方々から、庁舎移転に関する懸念ですとか、もしくは要望、こういったものも幾つか私の方に頂いております。

そこで、最後お聞きしたいのは、現在検討を進めている耐震化、もしくは建て替えの中に、庁舎の移転、これも含めて考えておられるのかどうか。これまでの答弁では明確に答えられていないと思いますので、この点についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) それでは、庁舎のあり方についてのお尋ねでございますが、まず、耐震診断調査の結果につきましては、耐震性の確保について、現地調査と、それから構造計算をもとに取りまとめられまして、その結果は、耐震性に問題があり、各階にわたって補強が必要であるというふうに判定されたところでございます。

当管理組合では、この結果を踏まえ、庁舎の耐震補強、建て替え、賃貸など、どのような方策が適当なのか、あらゆる角度から検討してきたところでございます。

検討にあたりましては、まず、耐震補強工事は大掛かりになりますことから、仮設事務所の設置や二度にわたる移転費用が嵩むこと、また、耐震補強は、あくまで建物の耐震性を確保することが目的ですので、老朽化も進んでおります庁舎そのものの根本的改善とはならず、結果として費用対効果が低くなるものと、このように考えております。

次に、建て替えにつきましては、費用の増加を抑える観点から、新たな建設用地の取得を避けるとともに、必要最小限な規模となるよう勘案することとなります。昨年の東日本大震災の津波による甚大な惨状や物流など、さまざまな面で混乱した状況を見ますと、大災害時においてもこの苦小牧港の管理者機能を維持していくためには、庁舎も耐震性能を確保するほか、津波避難対策を講じていかなくてはならないと、このように強く感じているところでございます。

なお、賃貸の場合は、事務所に適した場所であるかどうか、その建物の構造や津波避難対策の面などを総合的に勘案することとなると考えております。

いずれにいたしましても、現在、庁舎のあり方の方向性について、両母体と協議中でありますので、その方向が出ましたら、議会に報告してまいりたいと思っております。

○議長(田村龍治君) 金澤 俊君。

○議会(金澤 俊君) それでは、再質問をさせていただきますが、今御答弁いただきました。

まず、耐震性については、結果はやはり問題ありと、何らかの改善が必要であるということで

あったと思います。

今、3つの選択肢を言われたと思います。耐震補強、それから建て替え、もしくは賃貸ということであったと思います。

御答弁にあったとおり、私はこの耐震補強ということで考えますと、やはり抜本的な改善にはならないのでないのかなというふうに個人的には考えております。ただ、そうなると、今度はじゃ建て替えか、もしくは賃貸かと、こういった選択肢が限られてくることになるかと思います。また、それが現実的な考え方なのかなというふうに、現状を考えますと思います。

ただ、そうなると、最初の質問をさせていただいた移転ということも、当然建て替えがこの場所で行われるとしても、一時移転しなきゃいけない、もしくは賃貸となれば、ここの場所以外ということになるでしょうから、当然移転というものが視野に入ってくるということになると思います。

そういった理解のもとに再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、その移転ということを考えたときには、どこが最適地かということを考えなければいけないと私は思っておりまして、以前、佐々木副管が御答弁をされておりますように、建て替え移転となった場合、その場所の決定はやはり関係官庁、それからこの管理組合のさまざまなものに關係のある企業さん、そういったところとの位置的な關係、いわゆるアクセス、こういった部分が、まず第一に考えなければいけないのではないかというふうに思います。

また、先ほど24年度の施策の中にもございましたけれども、防災という観点ですとか、もしくは市民との交流ですとか、観光ですとか、こういったことも総合的にやはり織り込んだ上で、その場所の選定を私はしなければいけないと思っています。

ただ、それは防災とか避難ビルとかという観点だけでいったら、それは港から離れたほうがいいという、こういう議論にもなりかねない。ただ、そういうことには、やはり今申し上げたような関係者とのアクセスの関係から、ならないと思います。

一方で、例えばこの港周辺で飲食業を営んでいる方々、例えばぶらっと市場の方々から出ている声なんかは、やはり近くに来て、管理組合の庁舎が近くに来て、より観光的な要素を持って来れば、相乗効果でもっともっと、あの場所も盛り上がるのではないかというような声も実際聞こえてきております。

それですか、あと地元の経済界などからは、例えば北ふ頭のキラキラ公園、冒頭の説明にもございましたけれども、その背後地に津波避難機能を有するビル、これを例えれば民間で建てて、そこにテナントとして入る、関係の企業さんや関係官庁も入るような形がもしとれるのであれば、私はコスト的な観点から考えても、また、これもいい方法ではないのかなというふうに思っています。実際こういう声があるという中で、私はやっぱり官民一体となって、こういったこの庁舎問題を解決していくと、場所の選定を考えていくということは、ぜひとも検討の要素に入れていただきたいというふうに思っております。

この点について、場所の選定について今いろいろ申し上げましたが、こういった実際いろいろな

声が出ているということを踏まえて、改めてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、建て替えとなった場合に、コスト的なことを抜きには考えられないというふうに思います。例えば、管理組合単独で建てるのか、もしくは関係官庁も含めて複合施設とするのか、今申し上げた民間に協力してもらってやっていくのか、この点についても、現段階のその建物を建てるということについてお考えを、検討の内容といいますか、検討状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、これ最後ですが、議会に一定の方向性を示すという御答弁が今ございましたけれども、この耐震性に問題があるというものをわかって、余り時間も置けないということも言えると思います。いつごろをめどにお示しになるのか、意欲的な部分だけでも結構ですので、母体と協議中というものは理解しておりますけれども、スケジュール的なもの、お考えを示していただきたいと思います。

以上です。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 再び庁舎の移転先などについてのお尋ねでございますけれども、当管理組合いたしましては、仮に事務所を移転する場合の候補地につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、津波避難対策なども加味した場所や建物の構造が適当であるというふうに考えております。

議員御提案の関係官庁や港湾関連企業とのアクセス面、更には防災拠点といった側面的要素を併せ持ったエリアも選択肢になるというふうに認識をしております。

また、議員からありますように、観光ですとか、そういった地域の発展に寄与するという面も一つの考える要素だろうというふうにも判断をしております。

なお、我々が建物を建て替えるという場合には、先ほどの答弁の中にも触れさせていただきましたとおり、費用をできるだけ抑えるという観点から、新たに用地を我々がどこか購入して確保するというようなことではなくて、既に我々が使える土地のところというのがやはり大事な要素の一つになるというふうに考えています。

また、我々が建て替えるのではなくて、賃貸で入る場合と、こういう場合には既にあります既存の賃貸ビルがどのようなものがあるのか、また、新たな民間ビルの建設設計画がどのようなものがあるのか、こういったものを確認しながら選定していく必要があるというふうに思っております。

最後でございますが、その方向性を示す時期について、やはり今の段階ではいつごろというのは、なかなかお答えをすることができません。できるだけ早くということしか言いようがないのですが、母体との調整に一定程度の方向性が出た段階で、議会に報告をしてまいりたいということで御了解願いたいと思います。

○議長(田村龍治君) 以上で、金澤 優君の一般質問は終了いたしました。

後藤節男君。

○議員（後藤節男君） それでは、危機管理対策、何点か質問させていただきます。

昨年3月11日に、もう1年たとうかと思いますが、国、地方自治体が危機管理対策の取り組の見直し、また強化を図っているところでございます。

当港管理組合の危機管理対策について、何点かお伺いいたします。

まず、災害時（地震・火災・津波・テロ）対策のマニュアルはどのようにになっているのか。

それと、西港、東港のバースの被害時に、対策としてどのようにになっているのか、また、それに伴い、ガントリークレーン、既存の耐震の設備はどうなっているのか、また、今年から新型のガントリークレーンが整備されますが、その耐震の状況をお伺いをいたします。

次に、10月24日に梅尾議員も取り上げていただきましたが、当庁舎、金澤議員も言いましたが、43年が経過しているところでございますが、庁舎が被害を受けた場合、事務の事業と業務をどういうふうに行うのか、また、指示系統の対策をどういうふうに行うのかお伺いをいたします。

また、港湾の中で多くの作業員の方が働いているところでございますが、港湾作業者の安全確保の対策はどうなのか、お伺いをいたします。

次に、ポートセールスについてお伺いをいたします。

先ほど管理者の方から、中国の3社のポートセールスの説明がございました。今後、苫小牧港の利用度、国交省では日本海側の拠点港の活用を考えている中で、当苫小牧港の利用度を、受け入れの考え方をどういうふうに思っているのか、お伺いをいたします。

次に、石狩湾新港管理組合は、平成15年から海外ポートセールスを凍結しております。これは費用対効果の兼ね合いがあって凍結しておりますが、今後のポートセールスの方向性と考え方をお伺いいたします。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（田村龍治君） 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） それでは、まず危機管理対策全般の話でございますが、1点目、災害時の対策、特にマニュアル等の整備についての御質問でございますが、当管理組合では、従前の防災規程を平成18年に苫小牧港管理組合危機管理規程に改め、危機発生時の対応にあたっております。

この危機管理規程においては、自然災害のほか、港湾区域での油流出、SOLAS関連施設への危害行為などの危機が発生した場合に、危機管理対策本部を設置するなど、状況に応じて迅速に対応することと規定をしております。

次に、バース損傷時の対策についてでございますが、大規模地震などの災害発生時には、現地へのパトロールを実施するとともに、苫小牧港湾事務所など関係機関と連携をとりながら、その被害状況について的確に把握し、利用の緊急度や損傷の程度を勘案して応急復旧を行ってまいります。

また、万が一苫小牧港全体に甚大な被害が及んだ場合には、道央5港が連携することにより、北

海道経済への影響を最小限に抑えていく必要があると、このように考えております。

次に、庁舎の損傷時についてのお尋ねでございますが、当管理組合の危機管理規程におきましては、危機事態発生時の対策本部の設置や職員参集の場所につきましては、当管理組合庁舎以外は想定しておりません。

しかし、さきの東日本大震災を踏まえ、災害などにより庁舎が使用できなくなった場合の参集場所などについて、今後検討してまいります。

次に、港湾作業者の安全確保についてのお尋ねでございますが、本来企業で働く方々の安全確保は、基本的に企業の責務であります。当管理組合では、港湾に関する企業や団体に参集していただき、各企業からは危機対策の取り組み状況をお聞きするとともに、管理組合からは、苫小牧市の防災対策に関する取り組みについての説明を行うなどの情報交換会を開催いたしました。

この中で、自社倉庫や工場の屋上などを新たな避難場所として指定している企業もありましたが、避難場所の確保に苦慮している企業もあることから、港湾管理者として、これら各企業への情報提供や企業間の調整などを行ってまいりたいと考えております。

次に、ポートセールスに関してでございますが、昨年行いました上海でのセールスの効果についてございます。

ポートセールスといいますのは、船舶や貨物の増加に即座に効果が期待できるというものではございませんが、粘り強く継続することにより認知度を高め、今後の利用拡大につながるものと、このように考えております。

今回のセミナーに参加されました上海の物流関係者の方から、苫小牧港の利用や集荷拡大に向けた取り組みへの要望ですとか、意見を聞くことができたとともに、上海の皆様には意見交換を通じて苫小牧港に対する理解が深まったものと考えております。

また、今後のポートセールスの方向性とあり方についてのお尋ねがございますが、これまでと同様、国内の荷主や船会社へのトップセールス、物流総合展などへの参加、北海道や苫小牧市の企業誘致部門と連携した活動を継続するとともに、また、海外のポートセールスにつきましても、経済成長の著しい中国を含む東アジアを視野に入れて実施してまいりたいと考えております。

苫小牧港は、今回、海外でのセミナーは初めてであり、昨年の東京でのセミナーも7年ぶりといったように、セミナー活動としては途についたばかりであり、今後もさまざまな工夫をしながら効率的なポートセールス活動を展開し、新規の顧客開拓にも努力してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長(田村龍治君) 施設部長、小林 亘君。

○施設部長(小林 亘君) ガントリークレーンの耐震性についてのお尋ねがございました。

現在、東港区中央ふ頭に設置されておりますガントリークレーン1号機、2号機、及び平成24年度に設置される予定の3号機とともに、震度7を超えるような地震に対しても耐え得る強度を有しております。更にそのガントリークレーンが設置されている岸壁との共振を防ぐための免震装置

も装備しているところでございます。

以上でございます。

○議長(田村龍治君) 後藤節男君。

○議員(後藤節男君) ありがとうございました。

危機管理マニュアルなんですが、全般的に危機管理マニュアルがあるということなんですが、これ例えば危機管理マニュアルがたとえあったとしても、このマニュアルを活用するのには、ただ文書だけで書いてあるだけでは何もならないと、私は思うんです。だから、日ごろ訓練、例えば大掛かりの訓練をするとか、例えばバースが破損した、ほかの港のほうに荷物を持っていくとか、そういう想定の訓練等をしなければ、いざなったときに、全然これは身にならないと私は思うんですが、今後その訓練をするかしないかというか、やる考えがあるのかということの1点と、それから私は、多くの例えば港湾の作業員の方が、東北の災害時に多くの人命が失っているということを、私はこれは教訓として生かさなければならぬと思うんですね。

今お聞きしたら、会社とか、その会社のビルとか、そういうところに避難をしなければならないとか、企業の責務でしてもらわなければ困るとかなんかとあるんですが、苫小牧、今こういうふうに見ても、高いところがほとんどないというものがあります。これをいかに港湾の作業員を安全に確保する場所を確保するかというのが、やはり管理者としての私は責務でないかなと思うんですが、もう一度その辺の考え方をお答えをお願い申し上げます。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 先ほどのマニュアルについてでございますが、もちろん我々も、マニュアルを作つて、そのままにしているわけではございません。各職員には、複数のそのマニュアルを配付するとともに、新規採用や、市から新たに来られた職員の方には、毎年その内容の研修等を行つてきています。

また、訓練につきましては、いろんなパターンでの、最近は特にSOLASでの関係の訓練が多いんですが、そういう訓練を実施しておりますし、大規模な、訓練そのものというよりは、毎年のように起きております地震ですとか台風のときに実際にパトロールを実施する、まさにそれがいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングというような形で進んでいます。

ただ、先ほども触れました道央5港での連携のスキームによる対応をどうするか、これはまだそのスキーム自身も、それから具体的にどうやっていくかということも、現在その枠組みをまだ整備中という段階にございまして、我々としても必要性は感じておりますが、それに応じたほかの各港湾管理者とも連携したような訓練、これまでにはまだ実施できておりません。こういったことも、その枠組みがはっきりした段階で必要に応じて実施してまいりたいと、このように考えております。

それから次に、各港湾で働く方々の安全の確保ということでございますが、確かに我々の中でも、どこまでが港湾管理者の責務かというのは、かなり議論のあるところでございます。

ただ、やはり一般の住民の方とは違い、各企業がそれぞれいろんな危機管理のマニュアルですか、そういう対応を皆さんそれぞれ御検討されております。

確かに、この間の災害での津波の影響のイメージが非常に強いために、臨海部だけ特別という印象もあるかもしれません、例えば市全体で大きな地震が来たときに、全てその各企業の中の対応も、全体で市が責任を負えるのかということと同じように、我々は、まずは各企業がそれぞれ考えてみてほしいと。その上で、どうしても各企業が単独では対応できないと、こういった話を我々としては、先ほど申し上げたような意見交換会の中で吸い上げ、どうしても各企業でできることに関しては、我々が何らかのお手伝いをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

○議長(田村龍治君) 以上で、後藤節男君の一般質問は終了いたしました。

谷本誠治君。

○議員(谷本誠治君) それでは、一般質問について何点かお伺いをさせていただきます。

まず最初に、米艦船の入港についてです。

最初に、米艦船のブルーリッジ、パトリオットの入港目的についてお伺いをしたいというふうに思います。

2つの艦船の相次ぐ入港、その目的は友好親善と聞いておりました。しかし、通知された公式文書の寄港目的は、ブルーリッジは通常入港、パトリオットは親善及び友好の旨が書かれておりました。関係者にその違いを尋ねても、友好親善だから通常入港と変わらない、そういう答えでした。

海上保安庁に尋ねたところ、港長に届いたアメリカの原文では、ブルーリッジの入港目的は、ルーチン、パトリオットはフレンドシップのことでした。辞書で調べてみたら、ルーチンは、決まり切った仕事、日常の型にはまった仕事、よくルーチン作業、ルーチンワークとも言っています。フレンドシップは、御存じのとおり、友情、友愛あるいは友好関係、こういった意味合いを持つものなのですが、友好親善、フレンドシップと通常入港、ルーチンの違いについて、ルーチンとは米海軍の用語でどのような意味を持つものなのか、お伺いをしたいと思います。

昨年、グリッドレイが入港してからは、米艦船ブルーリッジの入港というのは、通常、商業船同様に当たり前の決まり切った入港の意味合いに受けとめるものですから、その意味について、真意について見解をお聞きしたいなというふうに思います。

次に、軍艦が商業港苫小牧西港に連続して長期滞在したことによる影響についてお伺いをしたいと思います。

昨年の2月、ミサイル駆逐艦グリッドレイに続いて、このたび連続して入港11日間という長期間にわたって勇払埠頭第1岸壁を占有したことになります。定期船の入港がなく、不定期船を他の岸壁に誘導して、長期間の岸壁を確保したことになります。在来船の状況をお示しいただきながら、11日間の間に西港に入港し、また調整された船舶の数はどのくらいあったのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

次に、西港区岸壁の公共・専用岸壁数は75バースあります。20年から22年の3年間の共用あるいは専用別の利用隻数はどの程度あったのか、また、その利用割合、利用状況は、西港区の運営上、船舶密度は高いほうなのか、一般的に混み具合についてお尋ねをしたいと思います。

次に、週3回開かれるバース会議では、どのような話し合いで入港船の船舶区分、荷役船区分で順序や接岸岸壁を決められていくんでしょうか。

荷さばきや港湾荷役労働者の連携や荷役作業の効率化、係留施設の有効利用など、緻密さが求められる中で、船舶代理店にすれば、しのぎを削る忙しい重要な場であるというふうに聞いております。

米艦船でふさがれた11日間、勇払第1埠頭以外のバースを利用しなければならないバース会議での調整はどのようにってきたのか、詳しくお伺いをしたいと思います。

4点目です。

西港区は、国内のコンテナ船、RORO船を初めとする貨物船やフェリーが多数就航しており、それぞれの公共埠頭の規模や特性、水深や取り扱い荷役に合わせて、適切な入港調整をしていると思います。

苫小牧は、北海道の港湾取扱貨物の5割を取り扱う国際物流拠点港として、内貿貨物量は全国一、日本最大の内貿定期船航路を持ち、アジア経済圏にも北海道を組み込む要の港として、物流や交流、環境、安全な港として発展させることに、米艦船の入港、長期間の滞在は、健全な商業港としての営みに無理な調整を図ることで、悪影響や常態化による商業港としての機能を国際的にも損なうものと考えられます。入港はさせるべきではないと考えますが、見解をお伺いをしたいと思います。

続きまして、勇払マリーナについてお伺いしたいと思います。

勇払マリーナの現状と課題について、何点かお伺いします。

勇払マリーナは、港湾区域内に小型船舶の保管施設や係留施設、管理棟などを設置して、海洋レクリエーションの需要に対応して、幅広い利用に対応できる施設です。

近年、レジャーの需要が厳しい状況下の中で、道から収入見合いの運営を余儀なくされ、指定管理者によって管理運営されてきておりますが、指定管理されて数年の利用状況、事業状況、また収支の状況はどのようにになっているのか、評価も含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、勇払マリーナに関わる評価について伺います。

一般公共事業債、用地造成債、上屋建設債の総額はどれだけありますか。また、23年度現在までの償還額はどれだけありますか。これについてお伺いをします。

同時に、最終償還が終わる平成35年、平成36年までに12、13年ありますが、24年以降の残高はどれだけあるのかお伺いをしたいと思います。

次に、勇払マリーナの収支状況を見ますと、安定した収支が保たれず、使用料収入の減少傾向が続き、自主事業の健闘や内部努力が見られるものの、厳しい経営状況が続いているように見受けられます。

港管理組合として、現状の到達点評価と課題をどのように考えておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

私は、勇払マリーナを指定管理者だけに任せることではなく、管理組合、市の行政とも一体となって、勇払マリーナの活性化や利用拡大を図っていくことが、今必要な時期に来ているのではないかというふうに思います。管理組合は、港湾政策として今後勇払マリーナをどのように考え、更なる発展をさせるためにどのような考え方をお持ちなのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

一般質問については、以上です。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者(岩倉博文君) 谷本議員の質問にお答えをさせていただきますが、米艦船寄港につきまして、通常入港になっていたことについてのお尋ねがございました。

米海軍用語としてのルーチンの意味は明確ではありませんが、苫小牧港長から翻訳された通知では、ブルーリッジの入港目的が通常入港となっており、パトリオットの入港目的と異なっていましたため、横須賀海軍司令部、そして在札幌米国総領事館に確認をしたところ、入港目的は、2隻とも親善及び友好との回答を受けておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、米艦船入港に関する見解はというお尋ねがございましたが、米艦船入港に際しましては、核兵器搭載の有無、寄港予定時の港湾施設の利用状況、港湾利用に伴う周辺警備のしやすさなどの要因、あるいは最終的には、苫小牧市あるいは北海道、あるいは国を取り巻く状況等を考慮し、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

私からは、以上です。

○議長(田村龍治君) 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 米艦船寄港中の船舶数等に関するお尋ねでございますが、米艦船寄港中の2月3日から13日までの11日間の西港区公共岸壁における商船の入港隻数は143隻でありました。この期間中、勇払埠頭1号岸壁の利用にあたって調整をした他の船舶はございませんでした。

また、引き続きまして、西港区の利用状況全般についてのお尋ねでございますが、平成20年から22年の3ヶ年における西港区の公共専用バースの年間利用隻数は、公共が約4,500隻から5,200隻、専用が約5,800隻から6,100隻、合計1万300隻から1万1,300隻でございまして、平成21年、22年は、平成20年と比べますと、約1,000隻減少しております。

港の混雑度等につきましては、船舶の係留時間ですとか、特定の岸壁でなければならない船舶がいるなどのさまざまな要因が影響しておるものでございますので、入港船舶隻数のみでは判断ができないと、このように思っております。

次に、バース会議での調整についてのお尋ねでございますが、係留場所の決定と、こういいます

のは、苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例及び同規則に基づきまして、まず、定期船やチップ船などの利用する岸壁が特定されております区分船、次にその他の荷役を行います一般船舶、そして最後に荷役を伴わない船舶という順に係留場所を決定することとしております。この規程に基づきまして事前調整をした上で、最終的には、週3回開催をしておりますバース会議において、次回開催までの公共岸壁に接岸する船舶の係留場所を決定しております。

なお、今回米艦船が接岸いたしました11日間は、事前調整において優先される区分船の利用予定がなかったことから、調整はいたしておりません。

次に、勇払マリーナの利用状況及び収支状況等についてのお尋ねでございますが、勇払マリーナにおける過去5年間の契約隻数の全体の推移、これを見てみると、240隻から260隻で、平均では約250隻となっております。

平成19年度から指定管理者による運営を行っており、船舶保管などの本来業務のほかに、民間ならではのノウハウを生かし、多様な自主事業を展開するなど、增收につながる対策を講じてきているところであります。

収支につきましては、指定管理者に対する負担金を除いたベースで見てみると、平成19年、20年でこそ赤字でございましたが、平成21年度は黒字となり、指定管理者による運営効果が徐々に出始めたところがありました。しかしながら、翌年からの長引く経済不況が強く影響し、利用隻数の減少などにより、再び赤字に転じております。

マリーナの安定的な運営には、収支の改善が必要であり、免許教室の開催などによる新たな需要の掘り起こしはもとより、物販やミニボートの利用拡大など增收につながります自主事業を推進するとともに、コスト削減など経費縮減に向けた一層の経営努力も必要と考えております。

いずれにいたしましても、勇払マリーナの経営は大変厳しい状況にあるとは認識しており、当管理組合といたしましても、経営状況が改善されるよう指定管理者との協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、勇払マリーナを今後発展させるための施策についてのお尋ねでございますが、マリーナにおきまして、利用船舶の拡大に向けた取り組みといたしましては、マリーナに関する専門家であります指定管理者のノウハウを生かすことが有効であると、このように考えております。

当管理組合といたしましては、一般の利用者に対して、イルカウォッチングなどのクルージング事業や魚釣りのできる親水防波堤などのPR、また、マリーナを活用するイベントへの協力など、さまざまな取り組みを継続してまいります。

また、今後は苫小牧市など関係機関とも協議し、勇払マリーナの更なる発展に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

私からは、以上でございます。

○議長(田村龍治君) 総務部長、玉川豊一君。

○総務部長(玉川豊一君) 勇払マリーナに係る起債の償還についてお答えいたします。

一般公共事業債、用地造成債、上屋建設債の借入総額は42億8,880万円で、平成23年度末時点における元利償還額は32億2,057万円、残高は元金で20億7,922万円、利子を合わせた総額が22億3,524万円となっております。

以上でございます。

○議長(田村龍治君) 谷本誠治君。

○議員(谷本誠治君) るるお答えいただきました。

ブルーリッジの入港目的は、ルーチンもフレンドシップも、いずれもいわゆる友好親善というふうなお答えを、どこですか、在日米總統領と横浜ですか、横須賀の基地から、そういうふうに頂いたというふうに伺います。

ここでは、その内容についての是非の議論はしませんけれども、これまで、いわゆるフレンドシップと、こういうような目的で入港されてきたわけですけれども、このところ、そういう友好親善というふうな意味合いを持ったルーチン作業、こういうところでは、非常に微妙に変化をしてきているのではないかというふうに感じます。この点については、ここで論じても、これ以上進んでいかないというふうに思いますので、この点については、そういう回答をいただいたということで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

次に、いわゆる港湾の繁忙の状況ですよね。やはり基本的には、商業港にこういった艦船の入港というのは、我々ははじまないというふうに思っているわけです。

今御答弁いただきましたけれども、この11日間の中で143隻と。特にその中では、勇払第1埠頭を希望する船舶はなかったと。しかし、いずれにしろ143隻はこの西港区の中にやっぱり入ってきているということは事実だと思います。そういう意味では、通常の入港と比べても、やはりこういった艦船の入港によって、新たにバース調整をしなければならないような、そういう事態にもなってくるかなというふうに考えています。

また、20年から23年までの間に、それぞれ入港した隻数も今お話をいただきました。実際上、22年度は1万隻で、20年よりも約1,000隻減少してきているというふうに見ますけれども、20年のときには、1バース滞在期間を仮に1日というふうに計算してみると、実際にそれで割つてみると、入港バース数を隻数で割ってみたら、20年で41%、それから22年度で37%ぐらい使用されていると、こういう状況なんですね。このところを鑑みますと、やはりこれだけの入港隻数があるということについては、やっぱり商業活動に対する影響を与えていくことになるんではないかというふうに考えるんですね。

ですから、そういう意味では、道内でも船舶の出入りが厳しいこの苦小牧港に入港するということは、これだけの影響力というか、そういうものを与えてくる形になるかと思うんです。この点についても、もう一度ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、バース会議の中身については、よくわかりました。

いずれにしろ、非常に入港隻数が多い状況の中で、しのぎを削るようなやっぱり順序立てた配置

を考えていかなければならない。こういったこともやはり入港するにあたって、非常に港の管理業務に対して大きな影響を与えることにもやっぱりつながってくるというふうに思うんです。私はそういう意味で、やはり苫小牧港の入港に対して言えば、こういったさまざまな取り組みが行われる以上、商業港に軍艦の入港というのはなじみがないというふうに私ども考えています。

そういう意味で、将来的には総合的に、先ほど市長のほうも総合的に判断をしながら、この問題について検討していきたいというふうにお話いただいたんですが、苫小牧港はやはりそういった意味で世界、アジアの要の港として国際貿易を進めていく上で、この入港という問題に限って言えば、米艦船の入港は、本当に長期間の滞在に伴う、国際的にも悪影響をやっぱり及ぼす、そういうものだというふうに考えるんですが、この点について再度御答弁をいただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つはマリーナの問題です。

確かに、現在指定管理になっているマリーナジャパンは、兵庫県の芦屋市に優秀な経営を行っている非常にノウハウを持ったところだというふうに思います。

今お答えいただきましたように、この財産を更に有効に発展させていかなければならないというのは、私どももそのように思っております。

ただ、高度経済成長の中で、苫小牧コスタルリゾートの海洋レジャー施設の一部であったんだけれども、非常に途中厳しい経営状況の中でその計画はそぎ落とされてきて、マリーナとその付属する施設だけになってしまったと、そういった中で現在の位置にあるんでないかというふうに考えているわけです。

そういう点では、なかなか集客できる、周辺にも大きな施設や関連する施設なんかもないものですから、こういった点を考えていけば、もっともっと勇払マリーナの財産、資産をPRし、活性化させていくという、そういったところにもっともっと力を注いでいくべきということではないかなというふうに私は考えるんですが、こういった点で、先ほどお話の中で、マリーナの専門家のやっぱり意見と、それから市と、そして港管理組合と協議しながらやっぱり進めていくというふうになっています。非常にまだまだ債務が残っている状況の中で、より一層このマリーナを発展させていかなければならないというふうに私自身は考えているものですから、そういった点でもっと本格的なマリーナの底上げを全体で取り組んでいく、その考え方について再度お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者(岩倉博文君) 米艦船入港に関する再度のお尋ねがございました。

基本的に我々、世界に開かれた港湾をつくろうと、その機能強化に向けて日夜努力をしているところでありますけれども、フェリーであれ、あるいはRORO船であれ、一般船舶であれ、あるいは米艦船であれ、我々港湾経営を担う立場として、基本的に例えば荷主さんとか、あるいは船社さ

んに不愉快な思いを与える港にならないことをしっかりと確立していかなければならないというふうに思っております。

そういった基本的なスタンスの上で、米艦船入港については、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたが、核搭載の有無、あるいはバースの利用状況。今回の場合には、11日間、調整する対象船舶はなかったということで御理解いただきたいと思いますが、米艦船である以上、周辺整備初め関係機関との事前調整、更には国や道や市を取り巻くさまざまな情勢を総合的に見て判断させていただくという基本的な考え方でありますので、ぜひそのことを御理解いただいた上で、今回のブルーリッジあるいはパトリオットの入港について御理解をいただきたいと思います。

○議長(田村龍治君) 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 若干、私の方からも、そのブルーリッジの関連で、特にバースの混雑状況、港全体の混雑状況と、それからバース調整をどう考えているかについて補足的に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、我々こういう要請が来たときには、その必要となるバースの諸元、特に推進ですね。それに注目をして、次にその船が入れる中で、定期船が利用しているところは、まず除外をして考えていくと。その上で、その時点で我々が把握している入港、その岸壁の利用目的や利用予定を確認して判断をしていっているという状態にございます。

先ほど、先生のほうからも、全体での割合、例えばバースの占有率みたいのも、仮に想定された40%、30%、こういったお話をいただきましたが、港全体で見るのではなく、やはり我々としては、その実際に要請のあった各船ごとに、個別の岸壁でどこが使えそうか、使えそうもないかと、これをやっぱり判断していかざるを得ないというふうに考えております。

例えばの例で言えば、今回のような大きなブルーリッジは、かなり岸壁も限られますが、仮にかなり小型の米艦船が入ってくるような場合であれば、例えば北ふ頭の前面の岸壁であれば、常時空いているわけですから、その場合は、この港全体への物流に多分影響は与えないと思います。そのように、各岸壁ごとにそれぞれ判断をしていくと、こういうことが必要なのではないかと思います。

なお、今回も着眼した岸壁につきましても、我々が把握している中では、そこにチップ船やパルプ船の着く予定が重ならないということは、我々としても確認しておりましたが、その割と近い段階で入港する船舶の予定もあったことから、今回の回答の中でも、岸壁の使用条件の一つといたしまして、当該岸壁にチップ船等の船舶が係留される予定があった場合には、速やかに他の岸壁に移動する措置を講じることと、こういったものもその条件に付けさせていただいているところでございます。

次に、マリーナについてでございますが、マリーナの基本的な本来の業務というのは、やはりマリーナの中に船を置いていただいて保管をする、また、マリーナに船を持って来ていただいて、そこで活動していただくと、こういう活動だろうと思っております。こういったものは、なかなか普

通の人にというよりは、やはり専門的な知識を持って、専門的な例ええば業界紙ですとか、いろんな形を通じてそのPR活動等、新規利用者の拡大を図っていくのが効率的だろうと思っております。

その辺につきましては、先ほどの答弁とも重なりますが、やはり現在マリーナの指定管理者であります業者のはうが、我々よりもそういった専門知識を有しておりますので、その部分については指定管理者さんになるべく頑張っていただきたい、このように考えております。

ただ、それ以外にも、特に自主事業に関わる部分で、こちらは一般市民の方、また観光客の方、いろいろな方たちが利用していただくことによって、その自主事業分の収入を増やすということが可能ではないかと思っております。こういったところに關しましては、先ほど苫小牧市とも協力してというお話をさせていただきましたが、そのほかに、例えば観光協会などともいろいろ相談しながら、広くその利用が増えるように、我々自身も努力して協力してまいりたいと、このように考えておりますので、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(田村龍治君) 以上で、谷本誠治君の一般質問は終了いたしました。

これより質疑を行います。

金澤 俊君。

○議員(金澤 俊君) それでは、私からは平成24年度の苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計予算につきまして、何点かお聞きをしたいと思います。

予算書の18ページになりますけれども、東港整備事業費の起債事業費の中の中央心頭用地造成や中央ふ頭荷役機械設置工事などがございますけれども、これらはいわゆる管理者のはうから冒頭ありました国際コンテナターミナル機能の強化、そういう新年度の取り組みの一環かというふうに思っております。その結果、御説明にもありました内航フィーダーコンテナ機能の西港から東港への移転というものが実現できると、こういうことかと思っております。

これは、港湾計画の中でも、国内輸送ネットワーク拠点としての機能強化というものもうたわれておりますので、大変当管理組合としても重要な課題かと思いますので、この点について何点かお聞きをしたいと思いますけれども、まず御説明にもありましたけれども、約14億のお金をかけまして、さまざまガントリークレーンの設置から何から行うという、こういうハード面はわかりました。ただ、こういうハード面のみならず、現在西港でその業務に従事されている事業者、もしくは人員、場合によってはシステム改修なんかも必要になってくるのかなというふうには思うわけですけれども、とにかく事業者の日々の荷役業務に支障を来さないように移転を進めなければいけないというふうに思っております。

そこで、ソフト面の問題も含めまして、新年度管理組合内外で、どのような検討、もしくは調整を進めようとお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

また、この移転につきましても、スケジュール的にどういった形で移転を行うのか、いわゆるハード面の設置の部分と、それからソフト面での、今申し上げた部分の完了がどれぐらいのスケ

ジユールでやっていくおつもりなのかということも大変重要なことだと思いますので、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、この内航フィーダーコンテナの機能を移転するということになりますと、いわゆるコンテナを更に東港のほうに持っていくということになるわけでございまして、長年要望し続けても実現をしていないエックス線検査センターのこの移転の問題というのが、より一層重要なってくるのかなと、解決が望まれるのかなというふうに思うわけですけれども、この点について、新年度、更に状況を進展させるための取り組み、これ何かお考えがあれば、ぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

次に、内航フィーダーコンテナ機能の移転と、私は若干関連してくるのかなということでお聞きをしたいのですけれども、国の政策である国際戦略港湾、この点については、以前定例会でも私から質問させていただきましたけれども、これに関わる港湾法の改正が昨年の4月1日施行ということで、まだ1年は経過していませんけれども、この戦略港湾の施行によって、この苫小牧港の例えば就航する船の数であるとか、貨物の量であるとかというものが、どういった影響を受けているのかというのを、現段階の見方でも結構ですので、どのように把握されているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) まず、内航フィーダーコンテナ機能の移転についてのお尋ねでございますが、現在、西港区東ふ頭で取り扱っております内航フィーダーコンテナ機能を東港区中央ふ頭へ移転するにあたりましては、コンテナヤードやゲートの増設、そして先ほどからお話ししております3基目のガントリークレーンの設置などが必要となります。これらの関連施設は、今年秋ごろまでには完成をさせる予定でございます。

また、ソフト面についていろいろなお話、お問い合わせがございましたが、その中で、コンテナターミナルでのシステムの改修につきましては、現在の管理をしております苫小牧外貿コンテナ事業協同組合のほうで、既にこのような内航フィーダーも取り扱えるようなシステムの改良を行うというふうにお伺いをしております。

そのほかのソフト面に関しては、これら内航フィーダーコンテナを取り扱っております利用者と、来年度中のスムーズな移転に向けて、ソフト面の要望等も含め、十分にお聞きしながら協議・調整を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、エックス線検査機についてでございますが、従来からお話をしているとおり、極めて難しそうな状況にあるというふうには我々も説明を受けておりますが、来年度、このような内航フィーダーコンテナ機能の動向、移転の動向なども詳しく説明しながら、引き続き国に対して強く要望してまいりたいと、このように考えております。

それから、国際コンテナ戦略港湾政策の影響についてのお尋ねでございますが、現在、国が進め

ております国際コンテナ戦略港湾政策の一環といたしまして、京浜港を利用します内航フィーダーコンテナに対する補助というものが昨年から開始されております。これによりまして、苫小牧港におきましても、従来であれば釜山経由の外貿コンテナを取り扱っていたものが、京浜経由の内航フィーダーコンテナに、我々が把握している範囲では月数百個ほど転換しているというふうに我々の調査では把握をしております。

この転換といいますのが、外内貿コンテナを合計した数値そのものには影響するものではありますんが、今後ともこれらの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(田村龍治君) 金澤 俊君。

○議員(金澤 俊君) それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、内航フィーダーコンテナ機能の移転についてです。

いろいろソフト面についても、これから関係者と協議をしていくということかと思います。

そこで、ちょっと確認をしたいんですけども、先ほど議員協議会の中で、23年度の速報値が出されましたけれども、この数字をもとにちょっと確認をしたいんですけども、コンテナ数は、外貿は21万TEUということです。内貿がどうなのかと、内貿ですね。内貿コンテナというのは、この中で見ますと、若干昨年よりも落ちまして11万5,000TEUということかと思います。このうち、いわゆる内航フィーダーコンテナ機能の移転に関わるというか、対象になるものがどれくらいあるのかというのを、数字的なものをまず1点確認させていただきたいと思います。

その結果、このエックス線の話と絡んでくるんですが、エックス線の検査センターを西港で利用するコンテナというのが存在するのかどうか。いわゆる内航フィーダー船を移転したことによるこの西港での、全部移管するわけじゃないと私も理解していますけれども、内航フィーダー船機能を移転したことによって、エックス線検査機をここで使う。いわゆる向こうから持ってくるものばかりになるんじゃないかなという懸念があるものですから、そうなると、なお一層やはりエックス線の検査機、検査センターを移転しなければいけないというふうになると私は考えているんです。

以前、これは勇払橋の改修のお話、ずっとここでもされていると思うんですが、その時に港湾関係者から聞いたところ、やはりトラック、行き来しているトラックの燃費が大体リットル4キロぐらいということも聞いています。それを考えますと、本来東港だけで荷物を積みかえたりとかいうことができれば、そういう横持ち費用もなくなってくるわけですから、ぜひそういったところも関係してきますので、私は強く御説明をいただくのと同時に、何か抜本的な何か解決策というのを見出せないので、お示しをいただきたいと思います。

それから、国際戦略港湾の影響についてですけれども、荷物については中身は移動はしているけれども、全体的には影響はないというようなお話をしました。ただ、これはコンテナの数についてだけのお話だと思うんですね。私は、やはり航路の確保だとかということを考えた場合に、就航する船

の頻度というのは非常に重要になってくるのではないのかなと思うものですから、このいわゆる外貿の部分が内貿に移っているということですから、航路的な部分での影響、これは問題はないのか、問題がないというか、どんな影響があるのか、その点についてもお答えを再度いただきたいと思います。

○議長(田村龍治君) 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) まず、内貿コンテナ、全体11万5,000のうち、いわゆる内航フィーダーと呼ばれる、内貿コンテナ分ですね。いわゆる内々のものでない量は約3万TEUということになります。その結果、この3万TEUに関しては、来年度中に全て東港の方へ移転していただこうという形で調整を続けていきたいと思っております。

そうなりますと、残るのは完全な内貿コンテナしか残りませんので、西港を利用するコンテナでこのエックス線の検査装置を利用するというものはなくなるというふうに思います。

現在でも恐らく、どの程度ちょっと我々も外貿コンテナと、それから内航フィーダーの、エックス線に係る割合がどの程度になっているかちょっと把握していないんですが、そういう意味では完全に西港で扱うコンテナで、この西港に現在ありますエックス線の検査装置を使うものがなくなってしまうというのは事実だろうと思っております。

このエックス線の装置のことに関しましては、従来からお話しているとおり、いろんな経緯の中でこの西港に地元関係者も合意のもとで立地が進んだものでございます。それから、我々が持っているものであれば何とでもなる部分もありますが、これはあくまで税関さんの財産であり、移転するとしても、税関さんのほうにいろいろな予算措置をとっていかなければならぬ。それから、既にいろんな長期のリース契約を結んでいらっしゃるというようなことから、なかなか難しいというふうには、毎年要望に行っても、税関さん、それから財務省のほうからはその報告を受けております。なかなか我々としても、これを説明すれば財務省のほうに御納得いただける、それから、その予算をつけていただけるというようなものは、申しわけないんですが、現在のところはそういうアイデアは持ち合わせておりません。

ただ、先ほどの一番懸念の東港で扱ったコンテナをわざわざ西港の近くまで持ってこなければならない。これは、実はエックス線の話だけでは私はまだないと思っています。いろんなシャシー置き場ですか、そういうのが現在ほとんどの場合、西港に確保されているために、東港から西港、そのエックス線のところまでは来ていませんが、西港までわざわざ来なくてはならないという物流はまだ相当程度あると思っています。そういう意味では、エックス線装置のみならず、この西港まで来る必要のない物流を、そのままストレートにその目的地へ持って行けるような総合的な施策が全体として考えていかなければいけないというのは、強く感じているところでございます。

それから、戦略港湾の話ですが、確かに外内貿コンテナを合わせた個数に関しては影響がないというふうにお話をしましたが、我々はやはり外貿コンテナが減っていってしまうということに関しては、やはり相当注意深く注視をしております。議員御指摘のとおり、外貿コンテナが一定程度以

上減ってしまえば、当然その運んでいます外航船の運営、経営状況にも影響してくると思いますし、現在の今の量程度であれば、これがすぐさま苦小牧に寄港しています外航船の寄港数、総数が減るというような状態までいくような数値ではないと思っていますが、現在運んでおります内貿コンテナ船は、今後船の大きさを大きくしたり、その頻度を上げるというような計画も持っているというふうに伺っておりますので、やはりその影響については注意深く注視していく必要があると、このように感じています。

以上です。

○議長(田村龍治君) ほかに質疑はございませんか。

谷本誠治君。

○議員(谷本誠治君) それでは、6号議案、7号議案の一般会計の資料集81ページの予算編成の基本的な考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

港管理組合の24年度の具体的な施策は、先ほど市長のほうからも述べられました。それを踏まえて予算編成の基本的な考え方ということであるかと思うんですが、文章の中ほどに、いわゆる歳入の中ほどに、処分可能な財産について云々というふうにあります。これを処分していきたいというふうに考えているんですが、どのような財産があるのか、売却処分したいと考えておられるのか、具体的にこの点をお示しいただきたいというふうに思います。

同じ4行下のところに、歳出面においてというところで、その4行下のところに、単独施設において、真に必要な事業を選択するというふうにあります。24年度のこの予算編成にあたって、単独施策の具体的な事業概要について、この点についてお示しいただければありがたいというふうに思います。

それから、その次のページの83ページの総括表、予算書の総括表の中で、歳出の第3款のところに、港湾管理費の西港その他の維持管理経費の増が1,940万、東港270万増えているんですが、その内訳について、これをちょっと御説明いただきたいというふうに思います。

それから、議案第7号港湾整備事業特別会計の中の歳入についてお伺いをしたいと思います。

この歳入の中の使用料手数料の西港施設使用料、上屋使用料1,101万円の増額、あるいは荷さばき地使用料、荷役機械使用料の減というのはどのような理由なのか、この点について、まず御説明をいただきたいというふうに思います。

同時に、東港の冷凍コンセントの使用料が予算計上よりも1,150万ほど前年よりも減額されておりますが、どのような点から減額になったのか、この理由についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

総務部長、玉川豊一君。

○総務部長(玉川豊一君) 予算編成の基本的な考え方についてのお尋ねですけれども、まず、歳入の確保につきましては、処分可能な財産を積極的に売却しようとするものであり、具体的には、

今後予定されている西港区の公共上屋の解体撤去に伴う鉄くずなどの発生材を売却し、将来、内航フィーダーコンテナ機能が東港に移転後、不要となる入船ふ頭のガントリークレーンの売却を検討していくなど、歳入確保に向けて取り組んでいくこととしております。

また、歳出面の単独施策につきましては、SOLAS対応や除排雪に係る経費、道路やエプロンの補修など緊急度や優先度を十分考慮しながら、限られた予算の中で事業を選択しております。

次に、3款港湾管理費についてのお尋ねですが、増額の主な内訳につきましては、西港では、晴海ふ頭の岸壁前面に浅い箇所が確認されたために行う浚渫工事で903万円など、東港では、老朽化が著しい周文ふ頭道路の舗装補修工事で720万円などを予定しているところでございます。

最後に、平成24年度港湾整備事業特別会計予算についてのお尋ねですけれども、施設使用料収入の予算計上につきましては、平成22年度下半期と23年度上半期の実績をもとに積算しておりますが、新たな施設の供用開始など特殊要因がある場合には、それも考慮することとしております。

お尋ねの歳入における各使用料につきましては、実績に基づき見込んだ結果であり、特別の要因があったわけではございません。

以上でございます。

○議長(田村龍治君) 谷本誠治君。

○議員(谷本誠治君) 幾つか。わかりました。

まず最初に、処分可能な財産ということで、上屋の撤去、先ほどの予算案説明の中にも、上屋の取り壊し、鉄骨の売却というふうにありました。それらも含めてのことなのでしょうかね。西港区で入船の不要ガントリークレーン、これらも具体的にはどこかに売却する可能性というか、そういったものはもう既にお持ちなんでしょうかね。こういったガントリークレーンをそのままやっぱり売るとなると、相当な売却益になっていくのではないかというふうに思うんですけれども、いずれにしろ税金であり、道民の財産でもあるゆえに、有効にそれらを活用してもらえるということが必要ではないかなというふうに感じます。

それから、単独施策について、真に必要な事業ということで、SOLASの今お話も出ておりました。具体的には、全体的には維持管理費を具体的にこれらを重点に応じて節約していくというような意味合いにもとれるんですが、そういった内容でよろしいんでしょうかね。財政事情が非常に厳しい中で、維持管理費をやっぱり削減していかなければならないということも、もちろんそうなんですが、特にこの港の場合だと、投資経費も非常に膨大なものになっていきますし、什器、備品、施設、これらの日々のメンテナンスだとか、維持管理、こういったものを定期的に検査しながら、大事に長く使っていくというのは、非常に大事なことだとは思うんです。

ただ、そういったものを削って、いわゆる歳出の削減というようなことになりはしないかと。とりわけこの歳出削減の効果ばかり重んじるような傾向もあるようですが、実際としては、やはりそういう意味では、この港の施設、設備、こういったものを十分守り、そして長く使える、そして国際的な港の信用をやっぱり落とさないような、そういう港にしていく必要があるのでないかなとい

うふうに、私、この問題から感じました。そういう意味で、ぜひその辺の問題は、予算編成、あるいはこの実効の中で十分お含みおきいただければというふうに思います。

そして、非常にそういう意味で、最後に、非常に厳しいこの財政状況で、機構改革も含む事務事業の見直し、引き続きやっぱりしていくということも、先ほど決意の中で述べられておりましたが、更に機能強化を目指しながら、この両母体の負担金の軽減を図る、そういうことも積極的にやっぱり取り組むということを提言いたしまして、2回目の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長(田村龍治君) 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 私のほうから、ガントリークレーンの売却の見込みについて回答させていただきますが、まず、申しわけございません。不要となる、今残っております売却を考えておりますガントリークレーンは、申しわけございません。入船ふ頭ではなく、東ふ頭、西港の東ふ頭のガントリークレーンでございます。

昨年、入船ふ頭にあったガントリークレーンについては、既に売却をいたしまして、これにつきましては、最終的に今東南アジアの発展途上国の港のほうに持って行かれたというふうに聞いております。

我々は、あくまでバイヤーの入札を行って、一番高く買ってくださるところと契約をするということでございますが、ただ、こちらの東ふ頭のガントリークレーンにつきまして、先ほど検討していくというふうにお答えをさせていただいておりますが、まだもちろん来年度は使うということもございますし、それから、実はまだ起債の償還が全て終わっておりません。実は入船のときも起債の償還が一部終わっていなかったんですが、余り使わない状態が長くなると、その価値がなくなつて売れにくくなるということから、一旦起債を早目に償還をして売るようなことをやりました。この東ふ頭のガントリークレーンにつきましては、入船のときよりも更に長い期間の償還が残っておりますし、その早期の償還をする予算をどのように確保できるかどうか、そういうことも来年度検討していく必要があると、このように考えております。

私からは、以上でございます。

○議長(田村龍治君) 施設部長、小林 亘君。

○施設部長(小林 亘君) 維持管理に関する御質問でございますけれども、これまで定期的にパトロールを実施するなど、適切な維持管理に努めてきたところでございますが、議員のおっしゃるとおり、維持費の削減等もございまして、更により緊急度に応じた維持管理が必要ではなかろうかと考えております。

近年、国土交通省では、維持管理計画というものの策定が義務づけられておりまして、現在、国有港湾施設、補助施設等について策定中でございます。限られた予算の中でございますが、そうした維持管理計画に基づきまして、計画的に点検、維持管理をすることによりまして、適切な利用の

維持、そして結果として施設の寿命を延ばしていくことが可能ではないというふうに考えておりますので、御理解ください。

○議長(田村龍治君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、反対、賛成の討論通告はありません。

反対、賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第4号及び第5号についてお諮りいたします。

議案第4号及び第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び第5号は、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号及び第7号についてお諮りいたします。

議案第6号及び第7号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村龍治君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び第7号は、原案のとおり可決されました。

本定例会に付議されました事件は、報告1件、議案7件であります。皆様方の御協力により、滞りなく議をいたしましたことを、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに重ねてお礼を申し上げます。

○閉会

○議長(田村龍治君) 以上をもちまして、平成24年第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(了)

午後3時51分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合

議長	田村龍治
署名議員	後藤節男
署名議員	谷本誠治